

【野村主査】 それでは、定刻がまいりましたので、まだ若干お見えになってない方おられますけれども、ただ今から基本問題小委員会の第3回を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、本日の会議の公開につきましては、予定されている議事内容を参照しますと、特段非公開とするには及ばないと思われまますので、既に傍聴者の方には入場していただいているところですが、特にご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野村主査】 それでは、本日の議事は公開ということで、傍聴者の方にはそのまま傍聴いただくことにいたします。

まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 それでは、配布資料の確認をいたします。

議事次第の下半分をごらんください。

本日お配りしております資料は、資料1、「第10期基本問題小委員会：委員提出意見まとめ(案)」のみでございます。落丁等ございましたら、お近くの事務局員までお声がけください。

なお、松田委員より、松田委員のご意見に係る参考資料といたしまして、白表紙の冊子を委員の皆様に参加までにお配りするようご指示を受けましたので、併せてお配りをいたしております。

資料は以上でございます。

【野村主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、本日は各委員の皆様からご提出いただいたご意見を事務局において取りまとめた資料を用意しておりますので、事務局より資料についてご説明いただいた後に、資料に基づいて論点ごとに意見交換を行いたいと思います。

まず、事務局から意見書について説明をお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 それでは、資料1について説明いたします。

今期の第1回本小委員会におきまして、前期から行ってまいりました有識者の方々からのヒアリング等を踏まえまして、報告書の取りまとめに向けたご意見のご提出を委員の皆様方にはお願いをしてきたところでございます。資料1につきましては、そのご提出いただいたご意見をまとめさせていただいたものでございます。

本資料において、ご意見をまとめるに当たりましては、第1回基本問題小委員会でお配りをいたしました資料4に掲げられております3つの論点に従いまして、整理をさせていただいて

おります。そのうち論点1及び論点2につきましては、委員の皆様ごとにご意見をまとめさせていただいております。また、論点3につきましては、課題ごとにご意見をまとめ、ご意見の最後に委員の皆様のお名前を掲げさせていただいております。以下、それぞれの論点につきまして、時間の都合もございますので、簡単にポイントのみをご説明したいと思います。

まず、論点1について説明をいたします。

論点1につきましては、種々ご意見をいただいているところでございますが、概ね以下の点がポイントとして挙げられようかと思っております。

1つに、デジタル技術の急速な進歩やネットワーク化の進展により、著作物の流通が促進され、多くの人々が著作物が享受できるようになり、生活が豊かになるほか、著作者にとっても公表の場の拡大や制作コストの大幅な削減、需給調整の容易化といったメリットがあるとのご意見。反面、こうした技術の発達により、違法複製物が大量に流通し、正当なビジネスが深刻な被害を受けるに至っていること、無料で商品と同等のものが取得できてしまう状況が生じてしまっていること、無秩序な著作物等の利用が結果として文化の衰退につながってしまうのではないかということに対する危惧、そういったご意見をちょうだいしているところでございます。

また、デジタル化、ネットワーク化の進展はプロや専門家以外のもっぱら情報の受け手でしかなかったような消費者が容易に創作し、発表することが可能となり、多様で変化に富んだ著作物が広く利用可能になった上、そうした新たなビジネスも生まれているというご指摘がある一方、公序良俗に反したり、個人の権利を侵害するような著作物も広く流布するといった問題が生じている。あるいはアマチュア層が量的に拡大し、プロと異なる主張をする結果、プロの利益が損なわれる可能性がある。また、クリエイターとユーザーを直結するシステムの開発によって、従来型のビジネスの在り方は大きく変容する可能性があるといったご意見をいただいております。

そのほかにも、著作権をめぐる権利関係の主体として、消費者が著作権法と深くかかわるようになってきているにもかかわらず、現在の著作権法は消費者をもっぱら侵害するもののように位置づけてしまっているのではないかとのご指摘もございました。

また、そのほかにもデジタル・ネットワーク化というものは、人類史を前後期に分けるほどの大きな変革をもたらす力を持っており、メリット、デメリットといった二分論ではなく、制度や政策を考えるに当たっては、長期的な視点に基づく方向感を持って対応することが大切で

あるといったご意見や、すぐれた創作者による新しい文化の創造とこれをテクノロジーによって流通、利用させるという2本の柱は、二律背反的なものではなく、いずれも必須のものであるといったご意見、今後の文化政策は幸福な社会を実現するための基本要素として考えるべきであり、文化創作を社会的な基本システムに取り入れ、より広い視野と検討の場が必要であるといったご意見をいただいております。

論点1については、以上でございます。

続いて論点2についてご説明をいたします。

論点2におきましては、まずデジタル・ネットワーク社会になっても、著作者等の権利の保護は重要であり、著作権法の果たすべき役割というものは変わらず、著作者への対価の還元とそれを新たな検索へとつなげる創造のサイクル、これは維持されるべきであるといったご意見がございました。

一方で、コンテンツビジネスの構造が根本的に変化する可能性があるため、著作権制度についても大規模な見直しが必要であるとするご意見や現行の著作権法の制定当時とは大きく環境が異なっており、根底から著作権制度を再構築し、生活や産業の変化を踏まえた仕組みとするべきであるとするご意見がございました。

このほかにも、著作権制度を手直しして問題解決を図る手法は限界に達しており、技術や利用の変化のスピードに対応できるよう、制度というよりも全体のシステムの構築を図るべきとするご意見、また著作権法は消費者の自由な参画を妨げないものであるべきとするご意見、コンテンツが円滑に利活用できるように、著作権制度がブレーキになるのではなく、潤滑油としての役割を果たすことが期待されることのご意見をいただいております。

最後に、論点3について説明をいたします。

論点3につきましても、先ほども申しあげましたとおり、可能な限り項目立てをしてまとめてございます。

まず、総論の部分につきましては、消費者にとっては分かりやすい著作権法であるべきことのご意見やそのようなご意見と趣旨を若干異にしますが、著作権思想の普及のためにも表現を分かりやすく改めるべきであることのご意見をいただいております。

次に、権利処理の部分につきましては、誰でも利用可能な権利の集中処理機関や集中処理技術が必要であり、そのための財政的な支援等が必要であるとするご意見や著作権をめぐる紛争解決を目的とするADRのような機関が必要であるとするご意見、また契約による利害調整をしやすくするように、著作権法に何らかの規定を置くことや著作権契約法を立法し、契約で何

ができるのかを検討すべきといったご意見がございました。

次に、著作権教育、普及・啓発の部分につきましては、著作権保護の大切さを違法利用の撲滅のためにも、学校教育における著作権教育の充実や社会人や高齢者に対する啓発が重要、必要であるとのご意見をいただいております。

次に、保護期間延長問題の部分につきましては、先進国並みに保護期間を延長し、併せて戦時加算についても見直すべきのご意見があった一方、現行の保護期間を原則とした上で、例外的にその延長を可能とするような制度を検討してはどうかというご意見もいただいております。

また、違法流通対策の部分につきましては、著作権侵害に対する技術的な対策の検討の推進や政府による対策の強化、こういったことが必要であるとのご意見をちょうだいしております。

次に、権利制限規定の見直しの部分につきましては、著作物の公正な利用にできるだけ制限をかけない方向で、一般的、包括的な権利制限規定を設けるべきであるとのご意見や大量かつ精緻な複製が可能となった現在においては、私的複製に係る権利制限規定の見直しを行うべきであるとのご意見、また同一性保持権につきまして、利用との調整がより容易になる方向で見直すべきであるとのご意見をちょうだいしております。

次に、私的録音録画補償金制度の部分につきましては、同制度の意義を認めつつ、パソコン等の汎用機器が対象になっていないことから、既に実態に合わなくなってきており、早急に見直すべきであるとのご意見のほか、同制度の基本的な考え方自体が実態に合わなくなってきているため、制度を廃止し、新たな仕組みを構築すべきでないかといったご意見がございました。

次に、書籍のデジタル化の部分に関しましては、出版社に隣接権を付与することは疑問であるとするご意見や電子出版に移行しようとする中、出版社が投資をし、サービスを提供しやすくするためにも、何らかの権利の保護が必要であるとのご意見がございました。

最後に、その他の部分もまとめてございますが、こちらの方は資料にございますようなご意見をいただいておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、ご提出いただきましたご意見をまとめた資料1について、簡単に説明をしてみました。ごらんをいただいてもお分かりになりますとおり、ただ今ご説明申し上げた内容以外にも種々ご意見をいただいているところでございます。本日は資料1に基づきまして、委員の皆様方の間でのご意見が活発に交換され、さらにご議論が深まっていけば幸いであると考えております。

以上でございます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、各委員からご提出されたご意見についてこれから意見交換を行いたいと思いますが、論点の順番に沿っていきたいと思いますので、まず論点1について意見交換等を行っていただければと思います。ご質問も含めまして、ご意見のある方からご発言をお願いしたいと思います。

石坂委員、どうぞ。

【石坂委員】 著作物の利用の側面が重視され、著作者等の権利の保護に基本的に最近では欠けていると考えます。本年度の1月1日から施行された改正著作権法の著作権の制限を具体的に例にとりますと、19の改正条項のうち、権利制限が18、そして著作者等の保護については、違法な著作物と知りながらのダウンロード違法化、これは罰則規定はなく、啓蒙的な主題ができ上がりましたが、わずかにこの1つだけが著作者等の保護に合致していると。

また、現在法制問題小委員会で議論が進められております継続審議をいろいろされておりますが、権利制限の一般規定についても、これもユーザー側の視点が強いと。やはりこういうようなことが続いていきますと、著作権の考え方が混乱したまま、非常に新人、アマチュアは出やすいけれども、本当の作家、著作家、音楽家、作曲家、作詞家などは非常に不利益をこうむることにつながると。そういう場合、音楽家が20世紀に全然発展しなかった大国が幾つかありますが、そういう国の人に聞くと、いい作品をつくってもシステムがないから盗まれるだけだから嫌だと。あれだけ人数がいる国、人口がある国、国土が広い国から音楽家がさっぱり出てこないというのも、注目すべき視点だと思います。

以上です。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

論点1について、あるいはここにいらっしゃる委員に対してご質問という形でも結構ですので。

どうぞ、瀬尾委員。

【瀬尾委員】 まず、この基本的な部分ですけれども、デジタル・ネットワーク社会といったときに、これが単純に著作物を流すだけの仕組みではないと考えています。つまりインフラとして水道が流れていたり、電気が来たりするのと同じように情報が流れていく社会だと理解していると。

その中で、コンテンツと著作物がどう違うのかというのは、比較的同じように言われること

があるかと思いますが、例えば医療であるとか教育であるとか、著作権があるものもないものも、全てがこのネットワークによって社会的に配信される時代が来るということだと思います。つまりこれまでのいわゆる著作物だけの視点ではなくて、もっと広範なものが流れることを前提に考えないといけないのではないかとというのが私の考えです。

そのときに、もう一つ社会的な背景として、これまでのような例えば音楽でも、文学でも、写真でも、絵画でも、比較的趣味とか余暇とかという言葉と直結してきそうなことがありましたけれども、先ほど申し上げたような論点からいくと、これからコンテンツというのは、社会的な基本的な部分になっていくと。つまり余暇ではなくて、生きていく上で必要な部分になっていくのではないかとというふうに考えています。つまり遠隔地にあっても、ネットワークを通じて文化的な生活を享受して、そして豊かに生活を送る。地域格差をなくしたり、それから情報格差はもちろんですけれども、地方と中央とか年齢とかを超えて、いろいろなものをプロバイドしていくような社会が実現すると考えています。

とすると、ここで考えるべきことは、「社会の基本的なものを流すために著作権はかかわっていく」という視点の変更と、そういうことを踏まえた上で、ここで何ができて、何ができないのかをきちんと考えていくこと、将来どういうふうにこのネットワークを使って、いろいろなものが浸透して、人々がより幸せになれるかというビジョン、非常に大きなことがかかわってくると、ほかの皆さんの委員からもそういう意見がございましたけれども、私も非常に強く思います。ですので、まずそういうスタンスを持って、ネットワーク時代にどういうふうに何を流していくのか、そして著作権法がそれらにどうかかわっていくのかということをよく考えた上で、大きなビジョン、生活に必要な文化という新しい生活必需品のビジョンをここで考えたりすると、著作権保護の在り方もおのずと明らかになってくるのではないかなと考えました。

以上です。

**【野村主査】** ほかにご発言いかがでしょうか。

特に論点1について。

三田委員、どうぞ。

**【三田委員】** 私が提出したテーマは後ろの方に入れられているのですが、私はデジタルネット社会についての提言をしたつもりでありますので、改めてここでデジタル・ネットワーク社会について、私の考えを述べさせていただきたいと思います。デジタルネット、インターネットというのは1億総クリエイターと言われるように、多くの一般市民がブログをしたり、ユーチューブに自分が歌を歌ってアップロードするとか、これまでプロだけが行っていた

ような芸術活動が自由にでき、それを世界じゅうに配信することができるということが全く新しい状況をつくっていると思います。

多くのコンテンツがそういう無償で提供することを前提とした方々の創作によって成り立っているという状況の中で、プロの作品もその中に埋没するような形で自由に流通してしまっている側面があるかと思うんですけれども、これに対して一部のプロがこれはまずいというような言い方をしますと、ユーザーの方々がこれに対して反発をするというようなことが起こっているのが現状だろうと思います。プロの著作権者が何か使いづらいシステムをつくってしまつて、ユーザーの方に、著作権そのものが自由な表現、情報の流通の障害になっているというような認識を持たれないように、できる限り利用者の利便性を図るということは必要であろうというふうに考えております。

そこで、私が考えているのは、簡易な登録制度というようなものであります。これは音楽の業界では J A S R A C がありますので、100%に非常に近い形でプロのクリエイターの作品が登録されておりますので、J A S R A C に利用許諾を求めれば利用できるというシステムになっているのですが、文字情報に関しましてはそういうことがほとんど実現されていないのが現状であります。

例えば、国会図書館の電子データは1960年代の作品までは今年じゅうにデジタル化されることになっております。50年前に出版された当時は作家が生きていたわけでありますから、本を出した直後に作家が亡くなったとしても、まだ著作権は生きていますね。例えばこれを非常に安価な料金でネット配信しようと思っても、その作家のご遺族の方の住所やどういう形で許諾を求めればいいのかということを考えますが、これは膨大な手間がかかります。実際には、ほとんど利用できないのが現状であります。これを利用できるようにするための簡易な登録制度というものが必要だろうと思います。

諸外国、特にヨーロッパでは、公貸権というものがあつて、図書館で無料で本が読めるということに対して、著作者、場合によっては出版社等に何らかのお金を支給するというシステムが確立しております。図書館で、1回読まれるごとに幾ばくかのお金を国家の基金から出しておいて、このお金を受け取るためには著作者及び著作権継承者は登録をしておかないといけないわけですね。図書館で読むならただでいいですよという人は登録しなければいいわけで、お金が必要だという方は登録をするということになっております。

著作権法では、著作権というものは登録など必要としないということになっているのですが、実際にはヨーロッパの多くの国で登録制度ができております。日本でも何らかの形で

こういう簡易な登録制を実現して、登録している方については、一括許諾のような形で利用を促進するとともに、登録していないものはある程度自由に使えるというようなシステムをつくっていかないと、これからのデジタル社会には対応できないだろうというふうに考えております。

もう一つは、例えば入学試験や教科書というものは権利制限になっておりまして、入学試験の問題にするとか、教科書に掲載するというのは、著作者の許諾が必要なしに掲載することができるのですが、この教科書についての参考書を作るとか、を作るということになりますと、著作権者の許諾が必要であります。

文芸家協会等に登録されている著作者は一括許諾を出せるシステムができていますけれども、そうでない方はどこに問い合わせたらいいのかということも分からないのが現状であります。出版社に問い合わせましても、著作者の住所を教えてくださいません。個人情報保護法というものができましたので、アクセスがしにくいというのが現状であります。文字情報のコンテンツについてもお金が必要だという人は、一種の公的機関、登録所のようなものに登録をしておかないと、お金は回せませんよというようなシステムをつくっておかないと、何か二次的なコンテンツをつくろうとしたときに、著作者自身にアクセスできないというケースが非常に多いのが現実であります。その意味でも、これからのネット社会というのは、様々なコンテンツを利用することが増えこととなりますので、利用者の障害にならないような簡易な利用促進のシステムというものを作る必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

**【野村主査】** ほかにご発言いかがでしょうか。

それでは、どうぞ、大林委員。

**【大林委員】** 地下鉄の人身事故で遅くなりまして、申し訳ございません。これ以前の意見交換内容を承知しておりませんので、少し話題がずれるかもしれませんが、お許し下さい。

今起きているデジタル時代の著作物の利用について言えば、デジタルであろうが、何であろうが、著作物を利用する時には、何らかの対価を払いましょうということに尽きるのではと思います。ルールを守ってやると言うことに尽きます。

何でもかんでも自由にと言いますが、自由には義務があり、責任が生じているわけで、それは何かということを真摯に考えていただければ良いのではないのでしょうか。

映像の現場は、今、大変な状況におかれています。メディアの業界は、広告料で成り立っていますから、それ自体がシュリンクしたことによる影響がかなり大きいのですが、現場は非常



に頑張っており、ほとんど寝ないで制作しているような作品もいっぱいあります。

そういうものを利用するのですから、それなりのことを少しでもお考えいただきたい。別にそれを使ってはいけないという話ではないのです。ちゃんとしたルールを守って利用して下さいということです。

【野村主査】 それでは、ほかによろしいでしょうか。

いで委員、どうぞ。

【いで委員】 デジタル・ネットワークの認識と評価ということですが、先ほどいろいろな方から出ているように、利用するには非常に便利、だけれどもこれが適正に利用されているかどうかということになると、また別の話で、違法にこれを利用する人も大変多い。先ほど三田委員から、たまたまJASRACの話が出ましたけれども、JASRACの方で昨年このネットワーク使用料というのが88億円ぐらいあるんですが、逆に違法ファイルも4億件ぐらいあって、これは隣にいる石坂委員がレコード協会の方のデータですが、金額に直せば約40億から、計算方法によっては100億を超えるのではないかというふうに言われています。そのくらいですから、ましてやきちんとした管理業務のない文字情報や写真、映像、その他の方にしてみれば、よほど深刻な問題になっていくと思います。そういうことを考えると、使うのは非常に皆さん長けているけれども、逆に違法の方をどうするかということが今後議論されていくべきではないのかなというふうに考えています。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、次の論点2の方に移りたいと思います。「著作権制度の果たす役割について」ということで、各委員からいろいろご意見をいただいておりますので、この部分についてご発言ございましたらよろしく願いいたします。

今までご発言いただいた中でも、論点2と論点1はなかなか切り分けにくくて、両方にまたがっているのかなというふうに思っておりましたけれども。

どうぞ、瀬尾委員。

【瀬尾委員】 先ほども申し上げましたように、少し大きい視野から見ると、著作権制度というのは制度であって、著作権法だけではなくて、いろいろな仕組みも含めて解決していくシステムというのがやはり必要になってくるのではないかなと思っております。

先ほどからいろいろご意見がございますけれども、やはり法と仕組み、それからもっといろいろな組織を有機的に結びつけて解決していかないと、今後法律だけで当てはめていく、もしくは全てを裁判でやっていくというような単純な方法では対応できないように思います。

そのためには何が要るかという点、先ほど登録の話もございましたけれども、権利者不明の場合の処理、これが日本の著作物の流通を最大に妨げている問題だと思いますので、集中して処理する独特のものを作るべきだろうし、そういうふうなシステムと法と契約、もしくはガイドライン、そういったものをきちんと全体的なイメージを考えた上で、補完し合って流通を促進する。そして、また先ほどのように教育、それから厚生労働省、経済産業省のような施策や組織ともきちんと連携して解決できるように、総合的な解決力を持つような制度をイメージするところから始めて、その一部分を著作権法が解決するというふうなイメージを持っております。

今までのような、単一的な解決方法というのは、かなり限界に来ていると今感じているところですので、そういうところが著作権制度の今後にあるのではないかとこのように考えております。

【野村主査】 中村委員、どうぞ。

【中村委員】 関連意見です。

去る5月21日に知財計画2010が政府で取りまとめられました。その中でも著作権制度については、「デジタル化・ネットワーク化に対応した制度課題を検討して、2012年までに結論を得る」という指摘がございまして、これは引き続き重要な視点、政策だろうと思いますが、一方で、私自身も制度以上に契約、ビジネス、あるいは技術によるアプローチが重要になっていると思います。

そこで、知財計画の中でも制度論だけではなくて、外交、規制緩和、電波開放、あるいは民間の支援といった方策でビジネスや技術などを刺激して、経済や文化の発展を促すというアプローチをとっているところでもございまして、著作権制度だけではなくて、様々なアプローチによって総合的に問題解決を図るということを検討すべきだと思います。

以上です。

【野村主査】 それでは、大寺委員、どうぞ。

【大寺委員】 私の方から著作権制度の果たす役割について述べさせていただきたいのですが、それとの関係で、今までご議論ありましたように、確かに著作権法だけでなく、ほかの法制度やいろいろなビジネス等々の関係をきちんと整合的に、体系的に検討していくべきであろうという考えには賛成です。

その一つの例をちょっと申し上げますと、今私たちはデジタル・ネットワークの中において、放送番組等の二次利用ということで、権利者団体等と調整をしております。そうした中で、

単に著作権法のみならず、例えば独禁法でありますとか、そうしたものの関係において、私たちが対応する場合にどのような点を考慮すべきか、あるいはどこが制約があるかということ絶えずチェックしながら、今調整をしています。やはり単に文化庁のみならず、ほかの省庁とも連携していただいて、ビジネスを優先的に進める観点から、ガイドラインの策定などを加速していく仕組みをつくっていただければというふうに思っております。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

いで委員、どうぞ。

【いで委員】 すみません。これを読ませてもらって、ちょっと気になったので、お聞きしたいのですが、河村委員の方から、「著作権法は、消費者／ユーザーの自由な参画を妨げないものであるべき」という記述があるのですけれども、著作権法が自由な参画を妨げている具体例があるのでしょうか。

【野村主査】 河村委員、お願いします。

【河村委員】 このように切り取られると、何だか野放図な自由を求めているように感じられるかもしれませんが、そういう意味ではありません。

ただ、著作権法が消費者の自由な参画を妨げている具体例とおっしゃいますけれども、私が理解するところによれば、消費者という立場から見ると、著作権法に関連している部分は私的録音録画のところぐらいです。私的録音録画というのは家族内といった閉じられた私的な範囲を想定した複製のことですが、ではそれ以外に何か消費者に許されていることがあるでしょうかと逆に伺いたいぐらいです。その状況こそが非常に不健康だと考えています。皆さん非常に真っ黒な例ばかりおっしゃいますけれども、消費者の行う「利用」というのは違法なことだらけになってしまっているんですね。

ちゃんと法律があっても、皆さんがおっしゃるような違反行為が起きているわけですが、逆に言うと、実は消費者がデジタル・ネットワーク社会でやっていることのほとんどが、厳密に言ったら、違法であるような状態になっているのが不健康だと申し上げたいのです。作家の方たちに対して、いろいろな意味で損害を本当に与える行為は取り締まるべきだと前から申し上げていますし、例えば尊厳を損ねるようなものもいけないと思いますけれども、現状は、法律をきちんと適用すれば消費者にはほとんど何も自由がない状態で、こういう議論がなされて、さらにもっと厳しくしろというのは、この間も申し上げましたが、私には幸せな未来を描くことができません。

それからもう一つ。先ほど、大林委員が、映像の世界でクリエイターは非常に苦しい思いを

しているとおっしゃいました。私は、映像の現場、主にテレビ番組の制作の現場で、それに携わっている人たちがどれだけ大変な思いをしているかということ、総務省の会議でも取り上げられ、制作現場の方からもお話を聞いたことがあります。大林委員は著作権法違反の行為が、クリエイターを苦しめていると言われますが、テレビ番組の著作権者って誰なのかということですね。違反行為が是正されたとしても、その制作会社で過労死寸前になっている人たちのところには何にもいかないし、制作会社にもいかない。

そういう仕組みというのは、多分著作権法というよりも、もっとほかの理由があって、著作権者、著作権者とおっしゃいますが、皆さんがおっしゃっているような保護をすることで、汗水流している方たちのところに本当にいくのか、私はそのことを申し上げたいと思います。ですから、いろいろな社会の病気というのは、著作権法の中だけではなくて、番組の制作の現場ですとか、そこでの契約の慣行ですとか、あるいは著作権管理団体に所属しないアーティストやクリエイターの方たちにとってもきちんと不利益がないようなルールですとか、縦割りではなく、多角的な面から考えて、不健康でない社会をつくっていかねばいけないのではないかなと思います。

以上です。

【大林委員】 今のお話、半分エールとして受け取りますが、固定されたものをどう扱っていくのか、利用する時にどうするのが、今、著作権法で問題になっているわけですが、その著作物制作現場の皆さんは一生懸命にやっています。ですから、その成果物は大切に扱って下さいと言っているだけであります。固定されたものを扱うことについて、全く自由がないようにおっしゃいましたけれども、どこにどういう自由がないのか、もっと具体的にお教えいただければありがたいです。私たちは、権利だけ主張しているのではありません。見て楽しんでいただく時、それを何らかの形で利用する時には、そこにルールがあるのではないのでしょうかと申し上げているだけであります。

【野村主査】 ほかにご発言、いかがでしょうか。

野原委員、どうぞ。

【野原委員】 デジタル・ネットワーク社会になったことで、世の中が大きく変わっていることは、皆さんそれぞれが感じていると思います。制作する段階でも、それを表現する段階においても、出版、あるいは流通させる段階においても、それを楽しむ段階においても、デジタル化、コンピュータネットワーク化が入ってきたことで、劇的な変化が起こっているわけですね。

少し前に話題になった「フリー」という本がありまして、それはコンピュータネットワークの発展によって、いろいろなコンテンツを初めとするビジネスが無料で提供される機会が非常に増えてきているという実態を分析しています。インターネットの普及によってビジネスのあり方に劇的な変化が起こっていると言うわけですが、そういう状況変化をきちんと踏まえて、新しい社会制度とか、ビジネス環境をつくっていかないと、変化を元に戻すことはできないので、変化を抑制しようという方向での議論は違うのではないかと、いつもこの場に来ると感じます。

いい、悪いということではなくて、例えば江戸時代にかごと馬で交通機関が成り立っていたとすれば、それが今は新幹線や高速道路や飛行機が当然であるという世の中に変わっています。

ある期間をかけて劇的に変わっていった交通機関の状況の中で、法制度を変えずに、あるいはみんながどうやって利用するかという仕組みを変えずにいられるわけがないわけで、今の著作権制度にしる、いろいろなビジネスの習慣にしる、それはデジタル・ネットワーク社会になる前の状況でつくられているわけですから、当然この会はそれを踏まえているとは言われますけれども、基本的に大きく環境が異なっているのだから、どうやって変えようかということを議論しなければいけないはずなのに、どうやって既得権を守るかという議論に終始していると感じます。

なので、ここで私が言いたいことは、やはり基本的に変化の方向性をきちんととらえて、その変わっていった先に合う制度とか、ビジネス習慣とかを決めていくことを考えるべきなので、検討のやり方を変えなければいけないのではないかと思います。

とりあえず以上です。

【野村主査】 大林委員、どうぞ。

【大林委員】 変化の方向性というのはなんでしょうか。

【野原委員】 先ほども少し言いましたように、デジタル化され、そしてコンピュータネットワーク化されたということで、複製することの考え方とか、先ほど言ったような制作する段階、あるいは著作物を表現する段階もデジタル化可能になったし、コンピュータネットワークを使ってすることができるようになったし、出版、流通の段階もそれを活用することができるようになった。そして、視聴の段階でもネットワークを使って視聴することができるようになったというようなことが基本にあって、そのためにデジタル化したものを複製するとかということは、一瞬にしてただでできるという世の中になってきたわけですね、やろうと思えば。

それだけではないので、それですかと言われるとちょっと困るのですけれども、以前のよう

に誰かが一生懸命書いたものをプロが製本をして、本屋さんに運び店頭と並べて売って、初めて読めるというだけではなくて来たということです。制作する段階から流通の段階、そして利用の段階、あらゆる段階において、デジタル化やネットワーク化が入っていったということです。

【大林委員】 考え方だと思うのですが、今おっしゃられたことは、現象ですね。

【野原委員】 そうです。

【大林委員】 現象にどう対応するかというご提案と受け取ってよろしいですか。

【野原委員】 そうです。そして、その現象を今の法律では違法だからやめさせようというふうに考えることはいかなものかということが一番言いたいところです。世の中が変わっていけば、道路交通法だって変えていかなければいけないと思います。なので、今本当に違法だと言っていることが全て違法なのかどうかということも含めて、どうあればいいのかということから考えていかないと、今の法律が全てだから、これは一歩たりとも変えないぞと言っているのは、高速道路には対応できないですね。

そういう意味で、何をどうこうするという個別のことよりも、基本的な考え方として、今あるものは全て変わらないということが中心で、新たな技術をそれに合わせようとするという考え方ではなくて、実態として先ほど申し上げた状況として、いろいろな段階が変わってきているのだから、それに合わせた制度にしていくというような考え方で検討していくべきではないかというふうに申し上げます。

【大林委員】 認識の問題だと思います。変わっていかなくてはならないものは、もちろんあると思いますが、変わってはいけない部分というのはあると思います。これは基本問題小委員会ですので、私は、変わってはいけない部分を言っているわけです。

【野原委員】 どこですか。

【大林委員】 変わってはいけないものというのは、著作権法の目的に書かれている部分です。これをきちんと押さえた上で、変化に対応しましょうということです。

【野原委員】 すみません。やりとりがとても抽象的なので、その抽象的な内容のどこのことを言っているのかということの一つ一つ詰めていかないと、大きな方向性だけを言い合っても仕方がないのかとは思いますが。ただ、今までに何年間か委員をさせていただいていますが、その間の議論の実態からすると、今申し上げたような方向に少し変えていく必要があるのではないかということをおっしゃっているということです。

【大林委員】 ご趣旨は、よく承知しております。

【野村主査】 松田委員、どうぞ。

【松田委員】 両方の議論が抽象的です。野原委員の議論も抽象的であろうと思います。デジタル化の話は、情報共有社会を目指せる社会になったということです。そのために、著作権法をどのようにしたら情報共有社会に対応できるかということの基本問題小委員会で考えましようというだけではなくて、どういう制度がいいのかをある程度具体的に言ってもらえませんか。それを言わないと、何年議論したって始まらないのではないのでしょうか。

【野村主査】 その点は、部分的かもしれませんが、多分論点3の方で出てくると思うのですけれども、もし今の段階でありましたら。

【野原委員】 私は法律のプロではないので、著作権法の何をどう変えるというふうには理解をしていない部分がありますけれども、私の立場で言えるのは、何が違法かというようなところをもう少し検討していかなければいけないだろうというようなことは思っていますが、先ほど主査がおっしゃられたとおり、もう少し具体的な論点になったときに発言させていただきます。

【野村主査】 苗村委員、どうぞ。

【苗村主査代理】 今の2人の委員の方が主張されたことに関連して、私の意見が書いてある3ページをちょっと補足させていただきたいのですが、私自身は著作権制度の何らかの理念の見直しが要と考えているわけですが、その背景として論点1に関することで余りほかの委員の方がおっしゃっていなかったことだと思います。

多分、ほとんどの委員の方は、このデジタルネット社会というのは、言うならば本音は「なければよかった。それができてしまった。しょうがない。」その上で著作物がどんどんコピーされている。それをどうやって、場合によってはとめるか、あるいは自由にそれを利用してコピーして、著作権の許諾を得なくてもいいようにしたいとか、そういう議論になっているように見えるのですが、別に私は間違っているというわけではなくて、そのような議論とは別に、本来こういったものは社会的必然であって、それを前提として著作権制度を含むいろいろな制度の見直しをしなければいけないという考え方があるはずだと思います。どちらの考え方でもたくさんの課題が出てきて、これからはその両方の立場を併せて議論しなければいけないと思います。

先ほど抽象論はよくないという趣旨のご発言がありましたので、例を申し上げますと、今たまたまこのデジタルネット社会の一つの可能性として、国政選挙等でインターネットを活用することを認めようという動きがあります。これは政治的な問題ですから、私がそれに賛成とか反対ということは言いませんが、仮にそうなったときに、例えば映像であれ、写真であれ、そ

ういったものを候補者が利用するとき、その著作権者は排他的な禁止権を行使するのがいいのか、悪いのか、これは本当に課題だと思います。それが難しいから、ネット上で選挙活動することは禁止すべきだというのも一つの政治的主張だと思いますし、それがいい、悪いとは私は言いませんけれども、そういうことを議論すべき時代になっていると思います。それぐらい大きなインパクトを与えている。しかし、制度は変えなくてもいいとおっしゃるとすれば、これも権利制限にするかしないかの議論になる。あるいは補償金を払うか、払わないかという議論になると思います。

それで、私はこの中でも書きましたが、今の政治活動のような文字どおり政治的心情なり、その他の意見を表現する自由というのは憲法で保障されているわけで、一方著作権法が保護する創作的な表現との関係はどうなのかということを決めておかないと、いつまでたっても堂々巡りになりそうだなというのが一つのポイントです。

一方、先ほど来いろいろと権利者側の立場の委員の方が、対価が必要だとおっしゃっているのは、大変よく分かりますし、仮に家庭内の個人的使用のための複製であっても、対価を払うべきだという主張は非常によく理解できるのですが、その対価の集め方をどうするかというのをはっきりさせないと、今は法律上はあくまでも個別の契約ですよと、それを先ほどもあたまたまりましたが、音楽の分野では J A S R A C があるからうまくいくねと、出版物ではうまくいかないねという議論になってしまって、あとは契約の問題です、というようになってしまっているのですが、そもそも対価を集めるのが、先ほどたまたまお話のあった大学の入試問題も含めて、ともかく大前提で、個々の集め方はいろいろな個別のケースがあるにしても、金額はまたいろいろな制度を通して、契約その他の工夫で決めるとして、対価は必ず集めるというふうにするのか、そうではなくて、全て権利者がイエス、ノーを言う権利を全ての場合に補償すべきだとおっしゃるか、随分制度が変わると思います。

たまたまこれも河村委員がおっしゃったことに関連しますが、例えばいわゆる CGN、コンシューマー・ジェネレート・コンテンツの中にご自身が作曲した曲が上がっていたとして、それを聞いた人がそれをダウンロードすることに関して、もしその場が家庭内の個人的な使用でなくて、例えば大学のサークルの中であったとすれば、それをダウンロードすること自体が今の法律上は違法であるし、またそれを J A S R A C が仲介もしてくれない。

そういうのをどうするのですかといっても、プロの作曲家さんは、我々は知らないとおっしゃるだろうと思うのですが、では、制度はどうするのがいいのかというのが多分大きな問題になっていると思いますが、そういうたぐいのことを含めて、もう一度このデジタルネット社会



というのがいわばやっかいなものができてしまったというものなのか、これは社会的必然で、それを利用して権利者はもっとたくさんの収入を得られる、利用者はたくさんのコンテンツが利用できる、そういう方向に持っていくべきだと考えるのかで随分方向は違うなという感じがしました。意見というよりも、何か感想のようなことで申しわけありません。

ちょっと1つ質問させていただきます。

三田委員がおっしゃった先ほどの話、大変私も分かりやすく、よかったですと思いますが、簡易な登録制度、これは基本的に、例えば小説なら小説を利用したい人は、かなり多くの利用の形態において、利用することはいいけれども、代金を払いなさいよという、そういうための登録制度なのか、どういう利用であっても、必ずここに許可を得なさいよという制度なのか、JASRACなら前半ですよね。つまり利用するのはいいけれども、対価を払いなさいというのが原則ですよね。ちょっと言い過ぎましたが、多くの利用形態においてです。当然、自分で勝手に出版することは許可されないのは分かっていますが、例えば大学のサークルで学園祭で利用するとか、そういうたぐいのことを意識しながら質問しているのですが、その登録の意味合いだけをちょっと補足していただけるとありがたいですけれども。

【三田委員】 私は基本的に、出版に関しては対価が必要でありますけれども、二次利用について、必要なものは対価をいただきますけれども、対価をいただかないものもあり得るだろうと思います。

例えば、具体例を挙げれば、宮澤賢治記念館というようなものがあって、そこで記念館が資料集を出すと。宮澤賢治の著作権は切れておりますから、宮澤賢治の作品をそこで複製しても問題はないんですけれども、例えば宮澤賢治がかかわっていた同人雑誌を複製するということになりますと、執筆者は宮澤賢治だけではありません。ほかの同人の方も執筆されているわけですね。ところが、宮澤賢治以外の方はプロにならなかった。宮澤賢治自身もプロにはなっていないわけでありまして。そうしますと、著作権継承者というものも分かりません。そういう記念館や文学館というのは、実際は役所がやっておりますので、もしも勝手に同人誌を複製して、勝手に複製されたと言われては困るということが抑止力になって、なかなかそういう資料を複製するということができないというようなことが実際にあるわけですね。

そういう場合に、この簡易な登録制を実現して、うちのお父さんも確かにプロだったから、必要ならば対価が要りますよというような人に登録をしていただいて、申込みがあれば調べて、登録してあればこの人について例えば一定の対価をいただくというようなことは検討すべきですし、公のところやるのであるし、非常に原価だけで配布するというようなものであれば、

無償でもいいですねというような判断もできるだろうと思います。福祉や教育については、大幅に無償利用もできるだろうと思います。

要するに、許諾が必要だという著作物の利用について、今はこの許諾を出すような公的機関がないということが利用を妨げているのだろうというふうに思います。

一方で、例えば著作権の存続期間を長くしていただきたいというふうに我々権利者が申し上げますと、いろいろなところで著作権が切れたから利用できるコンテンツというのがいっぱいあります。今言った宮澤賢治もそうですし、宮澤賢治と同時代の書き手の方も大抵死んでから50年たっているだろうということを利用してということが多いですけれども、こういう簡易な登録制によって利用を促進していけば、パブリックドメインになるのを待つ必要がないわけですね。

ほとんどの方は、自分のおじいさんの書いたものがもう一遍復刻されるということになったら、それは喜ばしいことであるし、対価など必要ありませんという方がほとんどだろうと思います。ですから、簡易な登録制によって促進される利用について、ほとんどのものは無償で対応できるのではないかなというふうに私は考えております。

【野村主査】 里中委員、どうぞ。

【里中委員】 今の簡易な登録制ですけれども、登録などしなくても、かねてから長年言われておりましたある一定の努力をして行方を捜したけれども、見つからず、その著作権者のために二次利用ができないという例がある場合は、努力をして、ネット上でこの作者知りませんかと呼びかけ、それでも見つからなかった場合は発行に踏み切って、ただし本来だったら著作権者に支払うべきもの、例えば印税とかありますよね。そういうものをプールしておいて、ご本人があらわれる、あるいは著作権の相続者があらわれた場合には、それから支払う。永久に出てこない場合は、何か著作権問題を解決するための何かの普及のお金に回すとか、そういう方法も随分言われて久しいと思うのですけれども、なるべく利用者にとっては簡単な方がいいわけですね。

それで、例外というのはない方がいいと思いますから、先ほど三田委員がおじいさんの作品が世に出たら、お金なんか要らないという人がほとんどだとおっしゃいましたが、どんな人がいるか分からないわけですよ。あるいは、ご本人が天涯孤独でお亡くなりになって、相続者もない場合は、普通国庫に入ってしまうのでしようけれども、生きていらっしゃるのか、お亡くなりになったのか、亡くなったとしたらいつ亡くなったのかも定かではないかということがいっぱいあると思いますので、いろいろなケースに対応できるような制度をつくっておく

と。法で決めると事はがんじがらめになりますので、使いやすく、余り例外的なことはなく、かつ著作権者に不利にならず、小学生でも分かるような、そういうシステムはできないのかなと私は思っています。

私は利用者としては、本当に素人です。著作権者としては、プロでやっておりますけれども、利用者としては時折例えば学校現場とか、そういうところでどっちになるのだろうと思うと、危ないから手を出さないでおこうと思うことがあって、結局有効利用ができないということが結構あると思います。いろいろな方が悩みに悩んだ末、そこで何か不自由だとか、息苦しいとか、権利でがちがちとかという話が出てきているような気がして、どうも何かちょっと雰囲気として誤解が生じているような気はします。物すごく抽象的で、誰と誰が何を誤解しているのかって、具体的にということはなかなか言えないのですけれども。

あとは時代が変わるとおっしゃいますが、時代が変わっても人の命と同じで、基本的に守らなければいけないものは、ごくシンプルでいいと思います。あとは、制度でがちがちに決めてしまうのではなくて、個別対応の方がいいと思います。

今こんな時代だからといっても、確かにこのデジタル・ネットワークの構築は、本当にいい例えがなくて恐縮ですけれども、昔は一つ一つが争う場に一对一で刀を振り回していたのが今や核のボタン一つで大量抹殺ができるようになったぐらいの差があると思います。だから、ボタンの押し方を間違えてはいけないというので、慎重になっているのでしょうけれども、でも結局基本的には著作権者と利用者って分けてしまわないといけないですけれども、誰もが分かりやすく、かつ余りがちがちでなく公平な理想みたいなことを言いますけれども、そういうことだと思います。

また、先ほど放送番組等のいろいろな現場が出てきましたけれども、みんな苦しいですよ。著作権者は誰かというのは非常に微妙な問題があって、契約によって成り立っているのでしょうけれども、制作会社の現場に出ている若い人たちは、本当に大変な劣悪な環境で仕事をしていると言われますが、そのスポンサーを取ってきたり、いろいろと責任を取ったりという世間が言ういわゆる上層部、そこが楽しんでいるのかというと、そうでもないということなので、何か立場的な違いといいますか、報われているか、報われてないかどうかというのをこの場でいろいろ言ってしまうと切りがなくなるような気がしています。

以上です。

【野村主査】 それでは、ほかに。

瀬尾委員、どうぞ。

【瀬尾委員】 先ほどの野原委員のお話で、時代が変わっているというのは、多分皆さん共通認識だと思います。時代が変わって、新しい技術が進歩して、このプラスを享受できないというのは大きな損害だとも思います。当然、それを享受して、できるだけ広めて利用していつこそ、初めて技術だろうと。ただ、当然その部分を使っていかなければいけない。

ただし、今利用が非常に先に立ってしまっていて、つまり普及させるために利用が先走ってしまっているのです。結局はもともとの創造サイクルに対してマイナスが出てきている。それを創作が警戒しているために、著作権法を砦にして、旧来の体制を守って利益を確保しないとできなくなっているという対立構図があって、それをどう移行するかというときに、私は法律だけでなく、システムをもってきちんと権利者も利益を確保して、そして今までの創造体制をキープした上で、次のステップへいかなければいけないというふうに考えています。

今次のステージへいかないと、時代は絶対に先にいってしまうので、私は権利者が今のシステムのままで逆に、だんだん衰退していつかなくなって、創造のサイクルという大きな畑の根本から枯れてしまうことを非常に恐れます。ですから、次にいかなければいけないのだけれども、ただいけばいい、ただ利用が促進すればいいというだけではなくて、きちんとした創造サイクル、畑をどうしたら枯らさないかということ、これは著作権法だけではないということは何度も申し上げている。

つまり畑を枯らさないためには、そこにほかのところから肥料をやってもよろしいでしょうし、後で3項目のときに述べますけれども、その費用としてシステム的に助けなければいけないと思う点がいくつかあります。そういうトータルな施策の中で権利者をきちんと次のステージへ持っていく責任があるはずです。だから、今と同じ方法で今のまま利益を得ていたら、そのサイクルというのはすたれていくのではないかという危惧があるんです。

そのときに、消費と創作の引っ張り合いになるのではなくて、消費と創作が一体になって次のステージへいくことを考えないといけない。だから、システムが要るし、契約が要るし、新しいことが要る。そして、著作権法だけじゃなくて、ほかのシステムも要るということです。

さらに、河村委員のおっしゃったことに非常に問題の本質的なことがあって、実は今は創作者は固定されているに近い状態です。つまり団体に入って、ある程度きちんとしたコアなことがあります。でも、今出てきている素人さんと言ったら申しわけないけれども、一般の人たちもどんどんすばらしいものをつくっていく時代になったときに、その創作者の囲い込みとかコンセンサスがよりできなくなってくると、今の砦を守ることはますます困難になってきます。

ですから、一般の人たちもプロも作り、きちんと創造サイクルが回る次のステージへどう動

いていくのか、それに対してどうトータルのアプローチをしていくのか、それが一番の基本問題で、単純に現状をどういうふうに流通させればいいのかだけではないし、現状の創作サイクルのいわゆる作り手だけを守るわけでもないし、現にきしみが出てきている。大林委員のおっしゃったように、作る現場はもう既に疲弊してきている。このままの体制では、より疲弊してしまう可能性がある。

例えば、ここで必要なのは、著作権法ではなく下請法かもしれない。ほかのいろいろなものをトータルで解決していかなければいけないように思います。ですから、利益の上げ下げとか、そういうものではなくて、次の時代にどうしたら物がきちんとつくれて回るかということはこの基本問題小委員会の中で、ある程度の解を得ていただいて、それに基づいて次にいかないと、多分利用も現場から離れてしまうし、創作者も知らないうちに、だんだんのたれてしまう。この事態だけは避けなければいけないというのは、私の非常に強い思いです。

ですから、今までいろいろなご議論があって、それぞれ皆さんいろいろなエッセンスをお持ちだった。だけれども、トータルな視点でまとめて、次の議論なり、この文化庁とか、例えば著作権でできることというのを絞り込んでいって、トータルビジョンをしていく、そういうことが必要だと思います。

大変皆さんすばらしい議論が出ていると思いますけれども、トータルで見ていかないと割れるなど非常に危惧しましたので、あえてこれを申し上げさせていただきました。

**【野村主査】** ほかにいかがでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、論点3の「著作権関連の課題及びとるべき方向性について」ですが、ここではかなり具体的な意見が多く出されております。まず初めに総論について何かございましたらご発言いただくことにいたします。もし既にいろいろご発言いただいたということであれば、特に総論についてはよろしいでしょうか。

よろしければ、2の権利処理の問題から取り上げていきたいと思います。権利処理について何かご発言がありますか。これについても既に三田委員などからは具体的なお話もいただいているところですが、ほかにご意見、ご発言ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

**【黒木委員】** 非常に具体的な権利の集中処理というのは、大体皆さん一致してそれを推進すべきであるというふうに私は読んでおりました。私どももネット時代の番組の送信といえますか、特に今オンデマンドの事業に取りかかっておりますが、そのような局面でこのことの大切さというのも、日々今痛感しているところでございます。ですから、権利者団体の皆さんと

も話し合いを進めて、なるべく円滑な処理システムに取り組んでいるわけですが、その中でも制度上どう考えたらいいかといったような非常に具体的な問題というのでも出てまいります。

ですから、この委員会でもできればそういう権利の集中処理に当たって出てくる具体的な課題について、制度上どういう位置づけをしたらいいのかといったようなことも、併せてご議論いただけたらというふうに思っているところでございます。

ついでにもう一つ、学術利用ですとか、教育利用のことについてちょっと書いておきますけれども、私どもは今放送番組の学術利用ということで、去年の暮れから先生方にお集まりいただいて、学術利用のために放送番組、過去のアーカイブスを利用するというのを試行的にいろいろ取り組んでおります。

今のところ、NHKの川口にありますアーカイブスの中でのみ、希望をしていただいた先生方に予めいろいろ審査をした上で、限定的に放送番組をごらんいただいております。これにつきましても全国でそういうことができないのかといったようなご要望もたくさん寄せられておまして、こういった教育利用、学術利用についても、少し具体的な状況に即して、この制度の問題を考えていけないかというふうに考えております。

最近ではデジタル教科書の議論が盛んに行われてきておまして、一体何をどのように利用していくのかというのは、まだまだ分かりませんが、やはり教育の世界でも著作物の利用の仕方がどんどん変わってきているような感じもいたしますので、そういったことも視野に入れて、制度の在り方を検討できないかというふうに考えております。

以上です。

**【野村主査】** ほかにご発言いかがですか。

里中委員、どうぞ。

**【里中委員】** 権利処理のところ、先ほど来何遍も集中処理機関の話が出てきますが、そういうときに多くはJASRACが引き合いに出されるのですけれども、こういうことは公的ところが何とかする方向でいった方がいいのではないかと思います。JASRACは非常によく機能していると思いますけれども、JASRACに登録していない音楽関係者の方で、実はかなり権利の分配金を受け取っていただろうと思われる方がいらしても、JASRACに加盟しているプロの方でないと分配金が入らないというのは、ちょっと変ではないかなと思ったことがあります。もちろんこのJASRACの成立にかかわることでしょうし、私も細かいことは分かりませんが、一見そういう不公平感があったり、あるいはプロというのは必ず

権利者団体に入っているものだという前提で集中処理機関というものを考えると、どこかで不公平が出てしまうと思います。

現実に私どもマンガ家の世界でも、権利者団体、あるいは何らかの団体に入っているマンガ家というのは、プロの中でも恐らく五、六分の一ぐらいしかいないと思います。特に若い方たちは、どこにも属したくないというので、フリーとしてやっていらっしゃいますので、権利者団体に入っていないからといって、不利になってはいけないと思っております。集中処理をするならするで、国とは例えば全納税者を把握しておりますから、個人情報として外へ出すのは問題ですが、何らかの配分をその人にあげたいといった場合に、行き着けないということはないのではないかと思いますので、権利処理の方向ではありませんが、権利処理の在り方についてのそういう団体があればいいとか、私もポータルサイトの充実が一番いいとは思っていたのですが、何かそういう漏れのないように、具体的にやっていければいいなと願っております。

以上です。

**【野村主査】** いで委員、どうぞ。

**【いで委員】** 今、JASRACの話が出てきましたので、私もJASRACの一員ですから申し上げますけれども、ちょっと誤解があると思います。JASRACに加盟していないノンメンバーは配分が受けられないのではないかというご意見ですが、そのようなことは決してありません。世の中に何らかの形で出せば使用者側はそれに対する対価をもちろん払っています。JASRACに入りますし、またほかの管理事業者というものもあります。ですから、要はその人たちが例えばJASRACの会員でなくても、JASRACには音楽出版社という会員もいるわけですね。

要するに何らかの自分たちの作品を出すということは、レコードメーカーなり、何なりの手を経て、製品になっているわけですから、そういう段階でそういうところが音楽出版社等に必ず何らかの契約をするなりしているはずですよ。ですから、そうすればJASRACに、あるいは他の管理事業者に集まる著作権料というものは、必ずそういうところから音楽出版社を経由しながら、その個人にいつているわけですね。ですから、それが個人だから集中管理に登録しなければ配分を受けられないということはないと思います。

**【野村主査】** ほかに権利処理について何か。

どうぞ。

**【瀬尾委員】** たびたびすみません。

先ほど申し上げかけたことの中で、今の制度の中で日本的な伝統を踏まえた上でどうしても必要なことは、これは三田委員の提案とも似ているようで、ちょっと違うのですけれども、権利者不明の場合に処理をする仕組みというのは、特に日本で必要だと思っています。創作の伝統として、例えば絵画の世界、絵画はかなりサインも入れますけれども、では、写真にしましょう。

写真に関して、自分の名前をどこかにきちんとあらわすという習慣というのは、ほんの最近です。つまり物がよければ誰か認めてくれるし、名前は聞いてくれるのだから、ほっとこうとか、当然名前なんて自分から書くのは恥ずかしいというような風潮が実はあります。もう一つは紙できちんとした契約をすることがほとんどなかったために、条件がほとんど残っていない。こういう取引は各国の事情を比べて、少なくとも日本のこれまでの創作の中で、非常に顕著な特徴だと思います。つまりそれらは全て権利者不明になり得る要素ですよ。

そういう大量のものと、さらにこれから創作者が爆発的に増えてくる状況を考えると、権利者不明というのは、実はもう許しているのかもしれないけれども、使えない。つまりがんじがらめになってしまうのではなくて、使える、使えないという完全に白黒を分けるのではなくて、権利者不明の場合に一定の処理をするような機関と法律をつくって、大量の著作物をそこで判定することをしないと、多分硬直してしまうと私は思います。

これができてきちんと流れることによって、今著作権法が壁になっていると言われていることのかなりの部分は解消されていくのではないかなというふうに考えています。ですので、前に過去の著作物流通の小委員会の一つの結論が出て、それで最低の変化は起きましたけれども、もっと抜本的かつ制度的に権利者不明の問題に対して取り組むべきで、それを解決することが権利処理に関しては最も先にやらなければいけないし、重要なことではないのかなと私は思っています。

**【野村主査】** ほかにいかがでしょうか。

河村委員、どうぞ。

**【河村委員】** すみません。先ほど J A S R A C のいで委員のおっしゃったことで、いで委員は個人が J A S R A C に登録していなくても、音楽出版社が入っているのだから、個人にもいくのだということが、里中委員への反論だったわけですが、皆さんが今回お話しになっているデジタル・ネットワーク社会というものが生んだもう一つの形態に、音楽出版社や出版社に属さないで、自分でマネジメントもして、クリエイートもしてという、要するに出版社に属しているプロから見たら、そんな人はプロではないと言われるのかもしれませんが、でも我々から



消費者なり利用者から見たら、立派なクリエイターであるという人たちの存在があるわけですね。

ですから、いで委員は、必ず個人にもいきますとおっしゃいましたが、出版社に属さず、自分でマネジメントまですることを可能にしたのがこのデジタル・ネットワーク社会だと思いますので、そういう人たちが不利益をこうむらないようにしていただきたい。ですから里中委員がおっしゃったことに、私は概ね賛成でございまして、そういういろいろな形態のクリエイターたちに不利益がないように、既存の権利者団体とか音楽出版社とかの利益を中心とした考え方から離れていかないと、この社会には対応できないのではないかと思います。

【野村主査】 いで委員、どうぞ。

【いで委員】 この世の中というのは契約の社会なのですから、この世の中に何かを出し、自分が何らかの対価を得たいと思ったら、対価を得られる方法を自分がとらなくてはいけないと思います。

例えば、私が素人で歌を書いてアップロードしたときに、それでお金をもらえるかといったら、そんなことは絶対ないのであって、何らかの形で自分が対価を望むのであれば、何らかの形の契約をするということが前提でなければ、ただやみくもに出して、それに対する対価を無差別にくれというのはあり得ないと思います。そういうことを考えてもらわないと、幾ら集中管理機構をつくったって、きちんとした手続をとらない限りは、それは無理ですよ。

【野村主査】 三田委員。

【三田委員】 私がこの権利集中機構が必要だと考えたのは、例えば先ほど言いましたように、国立国会図書館のデータをデジタル配信するということになりますと、50年前に出版された本が対象になってきます。これは作家が書いた本だけではありません。ハウツーもののようなものもありますし、学術書もあります。

そう考えてみますと、例えば谷崎潤一郎のご遺族のような、現在も文庫本が出ていて、文芸家協会に登録していて、お金を受け取っている人というのは1%もないだろうと。自分のおじいさんがそんな本を出していたということも知らないようなご遺族の方がほとんどだろうと思います。

ですから、私が考えた簡易登録制度というのは、あくまでも公的機関が一番上にあって、現在作家活動をやっていたり、ご遺族が文芸家協会に登録しているような人は、その団体が一括登録をすればいいわけでありましてけれども、それ以外のものについて、この公的機関が新聞広告を出すなり、ネット上に宣伝をするなりして、これから国立国会図書館の本が例えば1冊

300円で読めるようになりますみたいなことになりましたら、例えば100円ご遺族に渡しますよというような告知をして、必要な方は登録をしてくださいと、これは無償で登録をできるということにして、そこに配分をすると。文芸家協会に属している人には、文芸家協会にお金を配分するということがいいたらと思います。

そうやって、全ての著作者を対象とした権利処理のシステムというものをつくれば、利用が促進されるだろうと。そういうご遺族は必ずしもプロ意識はないわけですね。そういう人にも一定の分配をする。しかし、なおかつそういう呼びかけをやっても応じる方がいない、いわゆるオーファンワークスというものについては、これはそのお金を将来的にタイムラグがあって、3年後に私遺族ですという人は必ず出てきますので、クレーム処理費として積み立てていって、すぐに配分ができるということをやっていかなければなりません。

それから、名乗り出た人に「本当に権利者なのか」と言うのは、実は非常に難しいです。実際にそれを調査しようと思ったら、数万円とか十数万円とか、それぐらいのお金がかかります。だから、クレーム処理費からそういう調査をやっていく必要がありますし、しかし国立国会図書館のデータを例えば10年間で1回ぐらいしか利用者がいないと、100円払うのに10万円かけて調査するということはできないわけですね。ですから、利用できるクレーム処理費を積み立てた中で、できる限り利用の頻度の多い著作者から順番に調査をしていって、著作権継承者を探していくとか、名乗り出た人が本物かどうかを調査するなど、できる限りのことをやるというぐらいのことでシステムを運営していく必要があるだろうと考えております。

それから、もう一つ重要なことは、この小委員会、なぜ今ごろになって基本問題について考えなければいけないのかと。これは多分いろいろなところから、現行の著作権法が煩雑過ぎるとか、権利制限を一つ増やすためにも大変な年月がかかるとか、主に利用者の側から利用しづらいという要請が出ているからではないかなというふうに思います。

そうしますと、何らかの形で著作権法を簡略化するとか、あるいはフェアユース規定のようなものを導入するとかの要望があるのだらうと思います。これをここで議論していますと、権利者は何か守りに入って、利用する側と利用される側が押し問答をして、時間がたってしまうというのは非常に不毛なことだというふうに私は考えております。

1つ具体例をお話ししてご理解をいただきたいと思っているのですが、例えば視覚障害者のための音訳図書、朗読図書というものがあります。これは従来権利制限になっておまして、著作権法で点字図書館等が作成して貸し出すのはオーケーだということになっていたわけでありまして、ネット社会になりますと、今までCDとかカセットテープを郵便で貸

し出していたものをネット配信できないだろうかというご要望が点字図書館に私のところからありまして、郵便で貸し出しているものをネット配信するのに問題はないだろうというふうに思いました。

だから、文芸家協会に登録されている方については、とりあえず一括許諾を出しますよということを申し上げまして、会員の方のご理解を得て、一括許諾の、契約システムで対応したわけでありましてけれども、当時文芸家協会に登録されていた方は3,000人しかおりませんので、3,000人の作品しか配信できないということになるわけですね。現状では、やはり権利制限規定を改定するしかないなというふうに考えました。

ただし、今までテープになっているものを配信できるようにデジタル化するためには、時間が必要であるということでしたので、とりあえずその3,000人だけで作業をやってくださいというふうに申し上げて、作業をやってもらいつつ、一、二年そのシステムを運用した上で著作者からは1件の苦情もないということが分かりましたので、私の方から権利制限を拡大したらどうかという提案をいたしまして、実際に権利制限が拡大されたわけですね。

権利制限をこういう形で一つ一つ拡大していくというのは、これからの時代には対応できないだろうと思います。私が一存で3,000人の分はオーケーを出したわけでありましてけれども、実際は点字図書館で読まれているものというのは、ハウツーものとか学術書があり、文芸家協会だけでは対応できません。ですから、何か公的な権利を一括して預かっているようなところがあって、そこに文芸家協会も参加して、こういう利用については無許諾無償でいいのではないかという話し合いをすれば、そこで一括許諾を出すというような、それだけの機構ができていけば、著作権法を一々いじる必要はなくなってくるわけですね。機構がしっかりしていれば、著作権法そのものは簡略化する方向に行けるのではないかなというふうに考えます。

その集中管理の機構が利用者にとって不便であるというようなことがあれば、その機構は、理事会か何かで運営するだろうと思うので、そこに河村委員も入っていただいて、利用者の側からの意見を述べていただくということで、話し合いで解決できる部分が増えていくだろうと。そういう意味で、こういう機構を作ることによって、著作権法はシンプルにできるのではないかなと。そこまで含めて、こういう提案をさせていただいたということでもあります。

**【野村主査】** ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に著作権に係る教育及び普及啓発というところで、先ほど黒木委員からもちよつとご発言がございましたが、ほかに何かその点でご発言ございますでしょうか。

どうぞ、瀬尾委員。

【瀬尾委員】 たびたびすみません。

教育についてなんですけれども、単純に今までこういうことをしてはいけない、これは著作権法違反であり、これは駄目なことだということを教育してきたという歴史があるかと思いますが、基本的に小学校の段階からきちんと物を作るサイクルや、物をつくったことの価値から教えていって、その後でこういうルールができていくというところまで基本的な教育のシステムをつくらないと、ただルールだから守らなければいけないからやめまじょうとかというのではなく、それに違反することは、創作する人に対して基本的な悪事を働いているのだという意識がないと、幾らやっても追いかけてこなくなってしまうのではないかと思います。理由なく、「やってはいけないから駄目」というのではなくて、「創造のサイクルを壊すからいけない、これは自分たちの文化的な生活の首を絞めている」ということを小学生の段階からきちんと教えていかないと、基本的にはなくなってしまうと思います。

その中で、今DRMとか、いろいろな形で阻止していますけれども、最も理想的なのは、誰も違法なことをしないことです。ただ、日本の中で例えば「お寺の飛び石の上に石が置いてあったら入ってはいけない」というのは、ルールとしてあったし、周知されていたので、誰も入らなかった。でも、そのルールがなくて、その意味も分からなければ入ってしまう。最大の著作権保護に関しては、そういう習慣をきちんと教えていって育てること。ですから、「著作権法を違反してはいけません、大事なものを違反してはいけません」というのももちろんあるけれども、もっと基本的なところを小学校の段階からきちんと教えていくプログラムとカリキュラムをきちんととっていく。そして、またそれを教える先生方に対しても単に法律に違反するからいけないのではないということからきちんと理解してもらわないと、最終的には違法利用はなくならない。

また、前回話したネットの社会でただで使えることが善であるという風潮を何としてでも崩すべきです。ただで使って得をしてヒーローになって、ハッカーがヒーローになる時代、そういう感覚というものはよくないということもきちんと理解してもらおう。そうすれば、新たな提案もそういう利用者から出てくるでしょう。そういうことは、これから5年、10年かかっていく話ですが、今からでも始めないと、急にできることではありませんので、これは著作権が取り組む問題ではなくて、教育が取り組む問題かもしれませんけれども、10年後の期待というものはなかなか持てないので、早急な着手が必要だと思います。

【野村主査】 ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、次の論点は保護期間延長問題、これについてはいただいているご意見はかなりクリアなのですけれども、そのほかに特にご発言ございますか。

三田委員、どうぞ。

【三田委員】 保護期間延長問題について提案した人のところへ私の名前が入ってないのですけれども、私の考えは、そういう許諾システムが完備されれば、保護期間を延長しても何の問題もないだろうと。利用者の立場を考えて、利用しやすいような一括許諾のシステムを作ると。

それから、先ほど言いました地方の文学館、記念館等のような公的機関が何らかの形で複製をするというようなものについては、これは無償で対応することまで前提とした上で、しかし著作権継承者が不明で、しかしなおかつこの人はまだ著作権が残っていそうだというような人の利用を著作権を保護期間を短くしておいて利用を促進するというような、これは国立国会図書館の方や公立公共図書館の方からも、保護期間を延ばされたら困るというようなご意見の大半はそういう形での利用がしづらくなるという要望が多かったわけで、これを公的機関が集中管理するということになれば、この問題は全て解決するというふうに私は考えております。

あとパロディの問題だけが最後に残るだろうと思いますけれども、それ以外の問題はまず解決するだろうと。そういう意味で、私はこの集中管理機構を設置することによって、保護期間延長については反対意見はなくなるだろうというふうに考えております。

【野村主査】 ほかに。

大林委員、どうぞ。

【大林委員】 実演家の立場から申し上げます。実演が固定されてから50年という保護期間は、いかななものかということをしつと申し上げています。今のところ、他の国も50年だからということかもしれませんが、ヨーロッパでは既にこのことに関する議論が始まっております。実演家にとって、存命中に権利が消滅する状況があるということは、いろいろな議論をしても非常に空しくなってくるので、是非、格別にお考えいただければ有難いと思います。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、次の違法流通対策について、これもある程度明確なご意見をいただいていますけれども、特にご発言ございましたら。

どうぞ、大寺委員。

【大寺委員】 私が述べた法律のほかに2点ほど申し上げたいのですが、先ほど権利の集中

処理ということで、その裏腹が違法流通著作物に対する監視だとか、その摘発という、そういうものがコインの表裏だろうと思います。これについては、現在関係省庁でシステム的な検証等が行われておりますが、ぜひその際文化庁も含めて、どのようなシステムが経済合理性を持って妥当なのか、そういうことをきちんと見きわめていただきたいというふうに思っております。余りにも技術的にかたいものですと、ビジネス的には非常に使いにくいでしょうし、他方やわらかいとすぐ破られてしまうということで、その辺について整合性を持った対応をしていただければというふうに思っています。

それから、もう1点は先般中国の著作権の当局の方々と石坂委員をヘッドとして話し合いをさせていただいたのですが、やはり残念ながら先方としては、日本との法制度の差、違いがあり、なかなか日本の私どもの要望に対してこたえてくれないという状況にあります。各国の国内法制度の差、特にアメリカのミレニアム著作権法のようなやり方というものが日本の著作権法とバッティングしていくということで、その辺の整合性をぜひとっていただきたいというふうに思っております。

**【野村主査】** ほかにいかがでしょうか。

それでは、次に権利制限規定の見直しということで、これはかなり多くの方からご意見をいただいておりますけれども、この点について何かご発言ございますか。

よろしいですか。

そうしますと、その次の私的録音録画補償金制度、これも多くの方からご意見いただいておりますけれども、野原委員、どうぞ。

**【野原委員】** 私は私的録音録画補償金制度だけのつもりで書いたつもりはなかったのですが、13ページの頭の部分に私のコメントを使っています。私的録音録画補償金制度という観点で言えば、ここで書いてあるように、基本的に複製するために著作権料が発生するということが自体が不自然ではないかというふうに思っています。

例えば、ある本を非常に気に入って3,000円出して買いました。これから電子書籍端末も増えてくると思いますが、それを使ってデジタル化した形式で読みたい。あるときは紙の本で読みたいけれども、あるときはデジタルで読みたいと思ったときに、また3,000円出してデジタル書籍を買うとしたら、それは違うのではないかというふうに思っています。

という意味で、基本的な考え方として、ただこれは私的録音録画補償金制度だけのことを言っているのではなくて、著作権料の支払いというのはどういうふうにするかという意味で、視聴者がパッケージや端末機器等をかえるごとに、その変換をするためのサービス料を払うのは

当然だと思いますけれども、そうではなくて、著作権料をまた一から払うというのは違うのではないかというふうに思っています。

先ほど三田委員から集中管理システムという話がありまして、それがもし本当の意味で理想的にできるのであれば、一度買った著作物については、パッケージを変えようとメディアを変えようと、それ以上は著作権料を支払わなくていいというふうにできるのではないかというふうに思っていて先ほど私は抽象的なことでデジタル・ネットワーク社会に変わったのにと申し上げましたけれども、例えば1つの例として考えているのはこういうことで、メディアがこれだけ多様になって、そのコピーもとても簡単にできるようになってきているのに、メディアを変えるごとに著作権料がかかってくるというような法制度は違うだろうと思って、ここにコメントを書いておりますので、ここに書いていただくことで私的録音録画補償金制度だけのことにもしなってしまうのであれば、これは趣旨が違うので、ちょっと書き方を変えていただきたいと思えます。

**【野村主査】** ほかにご発言いかがでしょうか。

いで委員、どうぞ。

**【いで委員】** 私に言わせれば、この私的録音録画補償金というのは、あくまでも一つの手段であって、基本的には私的であろうが公的であろうが、要するにある権利者のものをコピーして使うという、その行為そのものに本来は対価が払われなければいけないのではないかと思います。たまたま今著作権法第30条の適用があって、私的には無料で利用できるというようなことになっていますけれども、そもそも論で言ったら、それ自体が間違っているのだらうと思うのですよ、私に言わせれば。

**【野原委員】** いで委員の個人的意見として、言っていただくのはもちろん自由だと思いますが、それがそういうふうに法制度として決まっていくということではないというふうに思えますので、私が先ほど申し上げた意見のとおり、著作権料というのはコピーごととかということではないだろうというふうに思っております。

**【いで委員】** ですから、コピーなんていうのは単に実際に必要なものは自分がコピーをとっておきたいといったら、一つあればいいわけでしょう、本来であれば。違いますか。

**【野原委員】** 違います。それは視聴するもの、利用するものというのを非常に矮小化して考えておられるのではないかと思います。非常にすばらしい著作物、文化は、いろいろな形で楽しむということがあっていいのではないのでしょうか。それをいで委員のお立場で一つあればいいのではないかという理由が私には理解できません。

【いで委員】 だから、例えばCD 1枚自分は買いました。それを車で聞きたいから一個ダビングします。また、台所で聞きたいからまた一個ダビングします。これはあくまでも今は著作権法第30条によって保護されているけれども、本来はそういうものではないだろうというふうに思うのですが、それで何十枚もコピーしてあちこちに置くというようなことが何の対価も払わなくていいのかどうかということ、もう一回根本を議論してみたらどうでしょうかということ、

【野原委員】 全く賛成で、根本を議論するということはいいと思います、結論が逆に出て。

【野村主査】 ほかにいかがでしょうか。

三田委員、どうぞ。

【三田委員】 音楽の場合、CDを発売するということで長くやってきました。CDそのものはデジタルなわけですね。つながってないけれども、デジタルだということでもあります。これについては、今後ともCDショップで売られているCDをどういうふうにとらえるのかという議論を重ねていく必要があるというふうに思います。

それから、電子書籍に関しましては、多分ほぼ問題は解決しているだろうと。要するに、クラウド上に書籍を読む権利を登記するというのが電子書籍を買うという行為であります。Kindleで読めるものは、Kindleにはアマゾンだけに通じる携帯電話が入っておりそれで、書籍をダウンロードすると、iPadでも読めます。それから、会社のパソコンで読むこともできます。つまり読む権利をアマゾンから買うということでもありますから、ですからコピーをする必要は全くありません。

それで、家でKindleで読んでいて、会社の端末で読んだときに、家のKindleにしおりを入れると、会社でそこから読めるようになっていくというシステムができております。ですから、電子書籍についてはコピーする必要は全くないというふうに考えております。

【野原委員】 先ほど私が申し上げたのは、コピーする、しないということではなくて、現在の物の売り方、その中に著作権料が含まれているわけですが、それが一つのパッケージ、一つの媒体に載った著作物そのものに一個一個に著作権料が別々にかかっているという考え方に今はなっているわけですが、そういうことがだんだん変わっていくべきなのではないだろうかということ、

ですので、後半でおっしゃられたように、三田委員が全ての著作物がクラウド上に登記されて、デジタルで購入するというのももちろんそのとおりですが、例えば既に私が持っている本をデジタルで読みたいというときに、どうしていくのかということは、今後いろいろな



サービスの意味でも、あるいは制度の意味でも考えていかななくてはいけなくなってくるのだろうというふうに思っていて、それら全てを含めて著作権料の在り方そのものも一緒に考えていくべきだというふうに考えています。

【野村主査】 松田委員、どうぞ。

【松田委員】 松田です。

一つコピーするたびに著作権料を払って、コピーN掛ける著作権料というのを払うというのは、させるべきではないです。それは誰でもそう思うでしょう。そのために私的録音録画補償金制度があるのではないのでしょうか。世界じゅうはそのように考えて、私的録音録画のデジタルの利便性を確保するためにこの制度をとったので、N個の著作権料は取ってないのではないのでしょうか。

【野村主査】 よろしいでしょうか。

それでは、あと5分ぐらいしかないのですけれども。

【野原委員】 すみません。一言だけ、例えば音楽を携帯電話で聞こうと思うと、着うたフルで購入します。その次にCDを買って同じ楽曲を聞こうと思うとCDにもう一回払います。そして、今私的録音録画補償金制度で例えばパソコン自体は入ってないですけれども、携帯音楽プレイヤーは最初に入るように変わったと思うのですけれども、そういう形で自分の買ったCDのパソコンにいったんコピーして、それをiPodに移しかえたりして聞くと、そのときに私的録音録画補償金制度という形で、また著作権料を支払う。

【松田委員】 だから、それが著作権料じゃないでしょうかと言っているのですよ。

【野原委員】 でも、最後の1点がそうなっているので、それ以外に毎回パッケージごとに例えば着うたフルを買ったときに支払った著作権料と同じ楽曲だけれども、CDで支払ったときの著作権料と掛ける2払っていますよね。

【松田委員】 払っていません。

【野原委員】 掛ける2ではない、金額が違うということをおっしゃっているのですか。

【松田委員】 何回着うたフルでiPodに入れても。

【野原委員】 iPodじゃないです。コピーのことを申し上げている。

【松田委員】 著作権料を払っているわけじゃありません。CD買うのには何千円もかかるでしょう。着うたフルだって何百円かかるでしょう。

【野原委員】 違います。3,000円程度の著作権料だって全然申し上げてなくて、先ほど申し上げたように……。

【松田委員】 著作権料だと言ったから。

【野原委員】 著作権料を含んでいるというふうに申し上げて。

【松田委員】 含んでいません。

【野原委員】 含んでいないのですか。

【松田委員】 はい。

【野原委員】 一切著作者にも入っていないのですか。

【松田委員】 著作権料として入っていません。

【野原委員】 それは著作権料と言いが違うということですか。

【松田委員】 それは制度を勉強してもらうほかないのではないですかね。

【野原委員】 そうですか。でも、そういうふうに著作者に向けて支払う金額のことを全体として著作権制度と理解しております。

【松田委員】 そうであるというならそのとおりです。何らかの形で著作者に対価がいくような制度だというなら、そのとおりです。でも、掛けるNにはなっていません。

【野原委員】 私が申し上げたい意図は、冒頭から言っていることと同じですので、著作権制度やビジネスの習慣やいろいろなものを見直しながら形を変えていくべきという例として申し上げます。

以上です。

【野村主査】 どうでしょうか。この続きをもう少し次回にやらせていただくということでしょうか。まだ書籍のデジタル化とその他というところもありますので。

【瀬尾委員】 続けてもう少し書籍に関しては議論した方がいいように私は思いますけれども。

【松田委員】 せっかくですから私から。

今日の議論の中で出てきているのは、集中的に処理をして、それをできるだけ簡易にやる。そして、ある発言では登録してない人にも平等に配分する。そういう制度ができればいいですよねというのは、そのとおりですよ。これは誰も反対しませんよ。だけれども、そのようなことはできないでしょう。できないことを前提にして議論するのはいかなものかと私は思います。

それから、権利者不明の場合の措置というのは、つい最近改正したばかりでしょう。それに対して対抗の何らかの制度を設けるべきだというのは、著作権法改正では、徹底的に議論をして、法制局でぎりぎり改正をしてきたところで、我々がこの方が簡易でいいですよねといって

できるわけではないのですよ。もちろん簡易な方がいいし、公平なもの方がいいのは、私もそのように思います。しかし、制度の限界というものはある程度踏まえた上で議論をしないと、具体的な制度は出てこない。

今日の発言の中で、もしそういう制度を作るとしたら何かを犠牲にしなくてはなりません。何を犠牲にしましょうか。法律の正確性を犠牲にせざるを得ないので。ある程度登録がない人でも使われたら使用料を払う。ないしはある程度包括的にライセンスをするような制度をつくらうよといったときには、これは著作権法を少し離れてもそういう制度をつくらなくてはならないというコンセンサスをとれるかどうかだと私は思います。そういう社会に半歩進んでいくべきだという、私は個人的にはそういう意見を持っています。デジタルコンテンツ流通というのは、情報共有社会を目指すことができ、それが豊かな社会であるということは、ほぼ共通のコンセンサスであって、権利者が幾ら頑張ったって、その方向性は否定することはできません。これは世界的な動きです。これに呼応しなければ、国際競争力をなくします。ですから、ある程度何かを犠牲にして制度をつくっていかうということ、それも場合によれば著作権法の枠の外かもしれません。

そういうことを具体的に提示していただかなければ、私は議論にならないと思います。ぼわっと基本問題を幾つか並べてみて議論したって、それは報告書になるかもしれませんが、何の役にも立たない。

あえて言うならば、皆さん方が考えていることはある程度の包括的な制度をつくらざるを得ない。そういう包括的制度というのは犠牲が伴います。不正確になります。それから、権利者が場合によってはある程度犠牲になるかもしれません。そういうことを我慢しますか。そのことを一歩進めるためには、法律の改正でできないのですから、協定や契約でやっていかなければいけません。それも包括的にやっていかなければいけません。

1人ずつする契約もちろん重要ですが、包括でやっていかなければいけないという答えが大体出ていると私は思います。そういう包括的にやっていく契約をどこまで制度として許すかということを考えなくてはいけない。そのためには、私は著作権法のほかに著作権契約法というのを真正面切って考えるべきだというふうに思っています。

日本の著作権法は61条と63条の2カ条しかないというふうに思っています。出版設定契約は別ですが、著作権に関する契約法をきちんと考えて、新しい著作権契約ルールを組み立てて、そして包括的に、なおかつある程度ルーズでも事が進むという社会をつくらなくてはいけないのではないかとというのが私の基本的な考え方です。

【野村主査】 それでは、いろいろご意見いただきましたけれども、若干残した段階で時間が来てしまいましたので、次回にもう少し残った部分をご議論いただくということにしたいと思います。

それと、事務局でいろいろ苦勞してこういう形で皆さんのご意見をまとめておりますけれども、何人かの方からそこに整理されているということについて若干違和感をお持ちのようですので、その辺何かございましたら事務局の方にお寄せいただければと思います。

【松田委員】 事務局が二度も事前に送ってきているじゃないですか。私はちゃんと修正して返しましたよ、ここで修正を要求することでしょう。

【野村主査】 それはそうかもしれませんが、報告書の形でまとめるまでにはまだ時間がありますので、ちょっとまとめ方が違うよということがあればおっしゃっていただければと思います。

それでは、本日はこのくらいにしたいと思いますけれども、最後に事務局の方から。

【壹貫田課長補佐】 本日はありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえまして、資料の方をさらに修正してお示しをしたいと思えます。

私どもが資料をまとめるに当たりましては、紙幅の都合等ございまして、必ずしも先生方のお考えのとおりのおまとめになってない箇所があったかと思えます。この点おわびをいたしますけれども、そういった懸念を持っておりましたので、今回の資料も事前にお示しをさせていただきました。

次回もなるべく早目にまとめてお送りしたいと思いますので、どうしても資料配布前に、この表現だけはちょっとおかしいということがございますれば、お申しつけいただければ対応したいと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

それと、次回の小委員会の日程等ですが、こちらの方は今調整中でございますので、決まり次第またご連絡をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

【野村主査】 それでは、これで第3回の基本問題小委員会を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。